

松江市 報道提供資料

令和 7 年 11 月 7 日

件名 環境教育の「体験の機会の場」を認定

内容

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）に基づく「体験の機会の場」として、アースサポート株式会社を認定しました（県内 2 例目）。同施設での体験活動を通じて、より多くの人たちが環境への理解を深めるだけでなく、持続可能な社会を作るためにはどうすべきか自分事として考え、行動する力を養うことが期待されます。

■「体験の機会の場」について

- ・名称 アースサポート株式会社
- ・所在地 島根県松江市八幡町 882 番地 2
- ・事業内容 プラスチックリサイクル施設の見学ならびに海岸漂着プラスチックを使ったアクセサリー作り
- ・対象 個人・団体問わず環境に関心のある全ての方
- ・認定する期間 令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日
- ・参考 アースサポート株式会社ホームページ (<https://www.earth-support.jp/>)

■「体験の機会の場」認定制度について

体験の機会の場とは、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」第 20 条に基づく制度で、民間の土地・建物の所有者等がその土地・建物を自然体験活動等の体験活動の場として提供する場合に、申請に基づき都道府県知事・指定都市等の認定を受けることのできる制度です。

認定に当たっては、安全確保や実施体制に関することなどが要件となっており、環境教育の質の高さを担保するとともに、安心して参加できる体験活動の機会の提供につながっています。

現在、本施設を含め全国 37 か所の場が認定を受けています。

（環境省ホームページ：https://www.env.go.jp/policy/post_57.html）

【問い合わせ】

環境エネルギー部環境エネルギー課

担当：川上・來間

電話：0852-55-5271